

宇宙ノオンセン県オオイタマスコットキャラクター「宇宙人U」着ぐるみ 営利目的の利用に対する考え方

令和4年3月31日

1 目的

宇宙ノオンセン県オオイタマスコットキャラクター「宇宙人U」着ぐるみ貸出要綱に記載されている「営利目的」とみなす行為について、下記のように定めるものとする。

2 営利目的とみなす行為

- (1) 着ぐるみを利用する対価として金銭を要求する。
- (2) 着ぐるみと交流する対価として金銭を要求する。
- (3) 着ぐるみを客寄せのために利用する。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (ア) 県産品をPRする。
- (イ) 福祉活動を行う。
- (ウ) 教育的価値の高い文化・スポーツ・イベント等をPRする。
- (エ) テレビコマーシャル・チラシに出演する。
- (オ) テレビ番組のゲストに出演する。

3 備考

いずれも、特定の個人、企業、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与えてはいけない。